

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における底建網漁業について、漁業法（昭和24年第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

平成27年3月27日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

底建網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに佐渡海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

1 操業の承認期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 操業の承認の海域

操業を認める海域は底建網漁業を営もうとする者が所属する漁業協同組合が有する共同漁業権漁場内とする。

3 承認をする漁具

水深27m以深に設置する袋状又は箱状の身網と袖状の手網を有し、漁具の固定方法が錨などで容易に移動できる構造の漁具とする。

4 承認対象者

操業する共同漁業権漁場を管理する漁業協同組合の同意を得た者

5 承認証の交付

委員会は、承認したときは別に定める底建網漁業操業承認証を交付する。

6 承認の取り消し

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取消することができる。

7 操業の制限または条件

- (1) 漁具の規模は、身網の周囲100メートル以内、身網の高さ6メートル以内及び手網の長さは75メートル以内とする。
- (2) 使用する錨網の長さは、身網設置水深の2倍以内とする。
- (3) 漁具の敷設中、当該漁具の身網敷設位置の水面上1.5メートル以上の高さに標旗(白色方50センチメートル)を立て、その標旗には漁業名、船名及び漁船登録番号を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。
- (4) 設置できる漁具の統数は5ヶ統以内とする。
- (5) 操業期間終了後30日以内に、別に定める漁獲成績報告書を海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (6) 共同漁業権漁業を妨げてはならない。
- (7) 船舶の航行を妨げてはならない。

8 漁具の検査

必要に応じて漁具の検査を行う。